

福岡県公報

平成22年11月26日
第3189号

目次

告示(第1855号 - 第1878号)

土地区画整理事業の換地処分の完了の届出	(都市計画課)	1
漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	1
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請の概要	(環境保全課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
土地改良法第95条第1項に定める者の換地計画の適否決定	(農村整備課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
基本測量の実施	(県土整備総務課)	5
廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用の開始	(道路維持課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	7

道路の供用の開始	(道路維持課)	8
道路の区域の変更	(道路維持課)	8
道路の区域の変更	(道路維持課)	8
道路の供用の開始	(道路維持課)	8
道路の供用の開始	(道路維持課)	9

公告

平成22年度砂利採取業務主任者試験の合格者の発表	(工業保安課)	9
建築協定の認可	(建築指導課)	9

正誤

土地区画整理事業の換地処分の完了の届出(平成22年11月福岡県告示第1794号)中正誤10

告示

福岡県告示第1855号
久留米都市計画事業花畑駅周辺土地区画整理事業の施行者である久留米市から、換地処分を完了した旨の届出が平成22年11月5日付けであったので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定により公告する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第1856号
漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
宗像市鐘崎 宗像市上八	岩 瀬 政 敏 白 石 又 夫	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	西町区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの
宗像市鐘崎 "	久 田 一 保 権 田 正 一	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	中町区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの
宗像市鐘崎 "	権 田 一 良 北 野 堅 一	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	北町区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの

宗像市鐘崎 "	八 尋 正 男 占 部 吉 文	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	千代川区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの
宗像市鐘崎 "	八 尋 義 幸 北 野 一 廣	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	京泊西区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの
宗像市鐘崎 "	権 田 道 雄 権 田 幸 年	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	京泊東区域内に住所を有する者が営む漁業でしいらまき網漁業及び一般まき網漁業以外のもの
宗像市鐘崎 "	権 田 繁 美 入 江 竜太郎	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	しいらまき網漁業
宗像市鐘崎 "	新幸水産(有) 八 尋 義 幸 共進水産(有) 宗 岡 讓	鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	一般まき網漁業

福岡県告示第1857号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成22年11月26日から同年12月16日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

申請の概要

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 東京都千代田区三番町2番地
 名 称 飛鳥建設株式会社
 代表者の氏名 代表取締役社長 篠部 正博

2 事業場の所在地及び名称

所 在 地 福岡県京都郡苅田町上片島小無田1622
 名 称 飛鳥建設株式会社 西日本土木支社
 新津トンネル作業所

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第一第55号の生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント

4 変更しようとする事項

排出水の量

5 特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

	変更前	変更後
種 類	濁水処理設備	

型 式	角型シクナー								
構 造	鋼製水槽他								
主 要 寸 法	幅27.0m × 横8.0m × 高さ4.35m								
能 力	1,440 ^{m³} /日				2,400 ^{m³} /日				
処 理 方 式	中和 + 凝集沈殿 + 脱水設備 + 砂ろ過								
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設								
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設								
使 用 開 始 予 定 年 月 日	既設								
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続運転								
使用時間の季節的変動の概要	なし								
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	変 更 前				変 更 後			
		処理前		処理後		処理前		処理後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	水 素 イ オ ン 濃 度	5.8~12.0	5.8~8.6	5.8~12.0	5.8~8.6	5.8~12.0	5.8~8.6	5.8~12.0	5.8~8.6
	生物学的酸素要求量(mg/l)	5.0	10.0	5.0	10.0	5.0	10.0	5.0	10.0
	化学的酸素要求量(mg/l)	5.0	10.0	5.0	10.0	5.0	10.0	5.0	10.0
	浮遊物質量(mg/l)	1,000	2,000	5.0	10.0	1,000	1,200	5.0	10.0
	窒素含有量(mg/l)	5.0	10.0	5.0	10.0	5.0	10.0	5.0	10.0
	りん含有量(mg/l)	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0
汚 水 量(m ³ /日)	422	843	422	843	1,200	2,400	1,200	2,400	

6 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業所から排出される排出水の排水口		排出口 A							
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度		5.8~8.6				5.8~8.6		
生物学的酸素要求量(mg/l)		5.0		10.0		5.0		10.0	

化学的酸素要求量(mg/l)	5.0	10.0	5.0	10.0
浮遊物質(mg/l)	5.0	10.0	5.0	10.0
窒素含有量(mg/l)	5.0	10.0	5.0	10.0
りん含有量(mg/l)	0.5	1.0	0.5	1.0
汚水量(m ³ /日)	375	749	1,153	2,306

福岡県告示第1858号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町大字吉原字和田134番 1 及び134番11から134番35まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神 4 丁目 6 番 7 号
株式会社 クレ・コーポレーション
代表取締役 樽林 大平

福岡県告示第1859号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の換地計画を平成22年11月15日付けで適当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の	縦覧に供する	縦覧期間	縦覧場所
---------	--------	------	------

事業主体名	書類		
田川郡赤池町堀田土地改良事業共同施行	換地計画書の写し (第2工区換地区)	平成22年11月26日から 平成22年12月27日まで	福智町役場

福岡県告示第1860号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年 8 月 9 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡
 - (2) 代表者の氏名
朝見 行弘
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区博多駅中央街 8 番36号 博多ビル10階
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、消費者の権利確立のため、消費者に対して各種消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行い、また他の消費者団体・関係諸機関と連携を図ることにより充実した消費者政策の実現を目指し、消費者の人権擁護及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1861号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年8月福岡県告示第1545号芦屋都市計画下水道事業芦屋町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示す

る。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

芦屋町

2 都市計画事業の種類及び名称

芦屋都市計画下水道事業芦屋町公共下水道

3 事業施行期間

昭和48年4月1日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

変更なし。

福岡県告示第1862号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市、大牟田市、柳川市、八女市、大川市、小郡市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、広川町、みやこ町 大野城市	平成22年12月13日から平成23年3月25日まで 平成22年12月14日から平成23年3月25日まで

福岡県告示第1863号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定する区域

福岡県大野城市大字牛頸2473番4外

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分

法第9条の3第10項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

福岡県告示第1864号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市東郷6丁目837番1、837番2、837番9及び837番26

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市東郷6丁目837番1

社会福祉法人 まりし会

理事長 田中 廣樹

福岡県告示第1865号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑前町二字井樋口156 - 2 及び156 - 6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区和白5丁目6番20 - 714号
高山 潔

福岡県告示第1866号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久 留 米	県 道	中 尾 大 刀 洗 線	前	三井郡大刀洗町大字本郷 1994番1先から 三井郡大刀洗町大字本郷 1994番1先まで	10.5 ~ 17.0	55.0
			後	三井郡大刀洗町大字本郷 1994番8先から 三井郡大刀洗町大字本郷 1047番1先まで	7.2 ~ 16.3	71.6

福岡県告示第1867号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	中 尾 大 刀 洗 線	三井郡大刀洗町大字本郷1994番8先から 三井郡大刀洗町大字本郷1047番1先まで

福岡県告示第1868号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久 留 米	県 道	富 多 大 城 線	前	久留米市北野町中川736 番5先から 久留米市北野町八重亀522 番1先まで	7.8 ~ 10.1	24.6
			後	同上	10.1 ~ 10.1	24.6

福岡県告示第1869号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	富多城線	久留米市北野町中川736番5先から 久留米市北野町八重亀522番1先まで

福岡県告示第1870号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	本郷山線 停車場	三井郡大刀洗町大字高樋2464番3先から 三井郡大刀洗町大字高樋2484番2先まで

福岡県告示第1871号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

久留米	県道	八香女春線	前	うきは市浮羽町妹川2431番先から うきは市浮羽町妹川2299番1先まで	5.4 ~ 14.0	649.0
			後	同上	7.8 ~ 26.2	

福岡県告示第1872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	湯ノ原合川線	久留米市高良内町1881番7先から 久留米市高良内町1881番8先まで

福岡県告示第1873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

久留米	県道	湯ノ原川線 合	前	久留米市高良内町1881番7先から 久留米市高良内町1888番19先まで	8.8 ~ 10.6	35.0
			後	同上	9.0 ~ 18.2	

福岡県告示第1874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	湯ノ原川線 合	久留米市高良内町1881番7先から 久留米市高良内町1888番3先まで

福岡県告示第1875号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

福岡	県道	福岡太宰府線	前	糟屋郡宇美町貴船1丁目620番1先から 糟屋郡宇美町貴船1丁目639番10先まで	12.0 ~ 14.0	50.0
			後	同上	16.0 ~ 16.0	

福岡県告示第1876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	八香女春線	前	うきは市浮羽町妹川2251番2先から うきは市浮羽町妹川2217番4先まで	4.1 ~ 25.2	245.0
			後	同上	7.0 ~ 26.8	

福岡県告示第1877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡垣線 宗像線	遠賀郡岡垣町大字海老津1227番2先から 遠賀郡岡垣町大字海老津1155番2先まで

福岡県告示第1878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	前原線 富士線	糸島市長野1133番1先から 糸島市長野1113番1まで

公 告

公告

平成22年度砂利採取業務主任者試験（平成22年11月12日実施）の合格者を次のように発表する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

合格者受験番号

1	2	6
---	---	---

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次のように建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

平成22年11月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 土地所有者等の住所及び氏名
筑紫野市美しが丘北2丁目12番地5
堀 義弘 外51名
- 2 協定の理由
健全な街並みの保全のため
- 3 協定の概要
建築物の用途及び高さ等に関する制限を行う。
- 4 協定区域の地名
筑紫野市美しが丘北2丁目（1番地1外）
- 5 区域の面積
10,794.97㎡

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・11・15	3184	告 示	1794	1			16		施行者	施工者